

平成 30 年 3 月 28 日
仙台管区気象台

吾妻山の噴火警戒レベルを一部改定し、噴火警戒レベル判定基準を公表します

吾妻山を対象とした噴火警戒レベルのうち、レベル 2 の「警戒が必要な範囲」を「火口から概ね 500m」から「火口から概ね 1.5km」に変更し、平成 30 年 3 月 29 日 14 時より運用を開始します。

また、併せて、吾妻山の噴火警戒レベル判定基準を公表します。

吾妻山の噴火警戒レベル判定基準は、吾妻山の過去の火山活動や他火山の噴火事例等に基づいて定めています。

吾妻山では、昭和 25 年に発生した噴火や御嶽山などの近年の噴火事例を踏まえて、平成 30 年 2 月 27 日に開催された吾妻山火山防災協議会において、吾妻山の噴火警戒レベルの改定に関する協議が行われました。その結果、別紙のとおり、噴火警戒レベル 2 に応じた「警戒が必要な範囲」を変更することとなりました。一部改定した噴火警戒レベルは、平成 30 年 3 月 29 日 14 時より運用を開始します。

噴火警戒レベルの改定後も、火山活動に特段の変化がない場合、現在発表している噴火警戒レベルや警戒が必要な範囲に変更はありません。

また、吾妻山の噴火警戒レベル判定基準について、過去の火山活動や他火山の噴火事例などを基に最新の科学的知見を反映する等の精査作業が完了したことから、気象庁ホームページで公表します。今後も、火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っていきます。

問合せ先：地震火山課 担当 火山防災官 水岸
電話 022-256-1965 FAX 022-297-3033

吾妻山の噴火警戒レベル2に応じた「警戒が必要な範囲」の変更箇所

平成30年2月27日に吾妻山火山防災協議会において、噴火警戒レベルの一部改定が行われました。

吾妻山では、昭和25年に発生した噴火や御嶽山などの近年の噴火事例を踏まえて、噴火警戒レベル2に応じた「警戒が必要な範囲」を変更し、一部改定した噴火警戒レベルは、平成30年3月29日14時より運用を開始します。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」の変更点は、下表の下線のとおりです。

(旧)

(新)

現行 レベル	噴火警戒レベルの運用開始日における 各レベルに応じた「警戒が必要な範囲」 (平成19年12月1日時点)
レベル5	居住地域に影響を及ぼす現象が切迫
レベル4	居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性
レベル3	火口から概ね4km
レベル2	火口から概ね500m
レベル1	火口内



改定 レベル	噴火警戒レベルの各レベルに応じた 「警戒が必要な範囲」の一部改定 (平成30年3月29日14時以降)
レベル5	居住地域に影響を及ぼす現象が切迫
レベル4	居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性
レベル3	火口から概ね4km
レベル2	<u>火口から概ね1.5km</u>
レベル1	火口内



(現在、気象庁ホームページに掲載しているリーフレットの一部)

噴火警戒レベルの改定後も、
火山活動に特段の変化がない場合、
現在発表している噴火警戒レベル
(レベル1)や警戒が必要な範囲に
変更はありません。



(平成30年3月29日から気象庁ホームページに掲載するリーフレットの一部分)

吾妻山の噴火警戒レベル判定基準の公表

吾妻山の噴火警戒レベル判定基準について、最新の科学的知見を反映する等の精査作業が完了したことから、3月29日、気象庁ホームページで公表します。なお、今後も火山活動の状況や新たな知見をもとに随時見直しを図っていきます。

詳細については、以下の気象庁ホームページをご参照ください。

【噴火警戒レベルの判定基準の公表方法】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/keikai/level/ki_junn.html

吾妻山の噴火警戒レベルのリーフレットの更新

3月29日に吾妻山の噴火警戒レベルのリーフレットを更新します。最新のリーフレットについては、気象庁ホームページをご参照ください。

吾妻山の噴火警戒レベルのリーフレットは、以下 URL で公表

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/level/PDF/level_213.pdf



（3月29日に掲載するリーフレット：左=表面、右=裏面）